

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第35号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシ
ップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパート
ナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを
約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関
係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加
える。

第17条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、
「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一
部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方
又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相
互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の
関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の
相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条
例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の

勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年墨田区条例第30号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると墨田区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年墨田区条例第30号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。